

再処理事業変更許可申請書の一部補正の主な内容について

新規制基準適合性に係る審査会合等でのご指摘を踏まえるとともに、行政面談等を通して確認した申請書記載内容の考え方等をもとに、「重大事故等対処施設」（重大事故対策）と「緊急時対策所」（設計基準）などに関して、申請書の内容について追加・充実を図りました。

1. 「重大事故等対処施設」（重大事故対策）の記載内容の追加・充実

法令（再処理規則）で定められている「重大事故」のうち「水素爆発」「溶媒火災」の2項目への対策について、申請書記載を追加・充実。

申請書の追加・充実を図った主な変更点は、以下のとおり。

- ① 重大事故の発生防止、拡大防止、影響緩和などに必要な対策や、その対策に必要なとなる設備などを明確化

例1) 「水素爆発」の発生防止対策：

⇒万一、放射性物質を含んだ溶液の貯槽などに圧縮空気を送ることができなくなった場合、放射線分解により発生する水素が貯槽内に蓄積し、爆発を起こす可能性があることから、「可搬型エンジン付きコンプレッサ」により、直接、圧縮空気を送り込み、水素を排出して爆発の発生を防止する。

例2) 「溶媒火災」の発生防止対策：

⇒万一、有機溶媒が配管からセル内に漏えいした場合、何らかの原因で温度が上昇し、火災になる前に、「窒素濃縮供給装置」を使ってセル内の酸素濃度を低下させ、火災の発生を防止する。 など

- ② 各対策に必要な設備の位置、構造などを明確化（必要な個数、容量等の明確化） など

2. 「緊急時対策所」（設計基準）の記載内容の追加・充実

再処理施設の中央制御室の運転員を介さずに、必要な情報を収集できるとともに、必要箇所との通信連絡が可能な設計とすることなどを明確化。

※ 「緊急時対策所」については、重大事故対策にも含まれることから、「重大事故等対処施設」としても記載内容を追加・充実。

例) 重大事故等に対処するために必要な要員が留まることができるよう、代替電源設備からの給電を可能とすること、居住性が確保されるよう適切な遮蔽設計および換気設計を行うことなどについて明確化。